

※ 登録番号	第 172 号 (令和 5年 3月 14日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <input checked="" type="radio"/> 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	かぶしきがいしゃあせつとりあるていまねじめんと 株式会社アセットリアルティマネジメント	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	くぼ てつろう 久保 哲郎	
5.資本金額	100,000,000円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
くぼ てつろう 久保 哲郎	代表取締役	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤
きただ ただし 北田 理	取締役	常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤
ふじい かずあき 藤井 一明	取締役	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤
くすのき けい 楠 慶	監査役	常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
  - (1) 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
  - (2) 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
  - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に( )書きで併せて記載することができる。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

## 7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
すどう まさし 須藤 政司 判断業務統括者 助言業務を行う者 投資判断を行う者	運用部長	投資判断、売買、貸借、管理
ふじい かずあき 藤井一明 重要な使用人	取締役 コンプライアンス・オフィサー	コンプライアンス業務
計 2 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

## 8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
株式会社アセットリアル ティマネジメント	令和3年10 月8日	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿 野村ビル9F 電話番号：03-5989-0530
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

## 9.業務の方法

1. 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産
  - (1) 種類：住居
  - (2) 規模：特段の定めを設けない
  - (3) 地域：東京23区をはじめとする東京都及び首都圏
2. 助言の方法  
助言の方法につき特段の定めを設けない
3. 報酬体系
  - (1) 助言業務  
原則、下記計算により算定した金額とする
    - ①単発的取引  
宅地建物取引業に定める売買の代理に関する報酬の額を上限とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額
    - ②継続的取引  
単発的取引に準じ、契約毎に顧客と協議のうえ定める額
  - (2) 一任業務  
原則、下記計算により算定した金額とする。
    - ①運用報酬  
契約資産額に対し、年率0.1%～2.00%（消費税抜）程度を原則とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額
    - ②物件の取得・処分に関する報酬  
契約資産額に対し、年率0.1%～3.00%（消費税抜）程度を原則とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額
4. 報酬の支払時期
  - (1) 助言業務  
単発的取引に係る助言契約の場合には、当該助言契約に定める支払日とする。  
継続的助言の場合には、毎月あるいは契約の規定による
  - (2) 一任業務
    - ①運用報酬  
毎月あるいは契約の規定による
    - ②物件の取得・処分に関する報酬  
代金決済時あるいは契約の規定による
5. 特定目的会社等を用いる場合  
匿名組合等の営業者としての特別目的会社又は特定目的会社に対し、現物不動産又は不動産管理信託受益権等の運用に係る投資助言業務又は投資一任業務を実施する。
6. GIPS基準への準拠  
当社は不動産の運用実績の開示についてGIPS基準に準拠しない。

## 10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録	第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業取得に向け財務省関東財務局東京財務事務所理財第7課と協議中。	
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事(1) 第107506号	令和4年3月11日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 金融商品取引法に基づく投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業</li><li>(2) 不動産の管理業務</li><li>(3) 宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業に係る業務</li><li>(4) 宅地建物取引業法第50条の2第1項第1号に規定する取引一任代理等に係る業務</li><li>(5) 不動産に係る投資に関し助言を行う業務</li><li>(6) 不動産等の資産に対する投資として運用財産の運用を行う業務</li><li>(7) 特別目的会社の機関の運営に関する事務の受託に係る業務</li><li>(8) 前各号に付帯関連する一切の事業</li></ul> |
|---|

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

## 12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
かぶしきがしやあせつとりー ど 株式会社アセットリー ド	3000株	100%	東京都新宿区西新 宿1-26-2新 宿野村ビル9F

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

## 13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
きただ ただし 北田 理	株式会社アセットリード 代表取締役 (不動産業)
ふじい かずあき 藤井 一明	兼職なし
くすのき けい 楠 慶	東京桜橋法律事務所 パートナー

(記載上の注意)

- 1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。